

銭形グループにおける感染症対策指針

第1章 総則

第1条 (目的)

この指針は、株式会社銭形企画ならびに株式会社銭形（以下、「当グループ」という。）における感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、当グループが設置運営する介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所、ならびに児童福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

第2章 体制

第2条 (感染対策委員会の設置・運営)

当グループにおける感染症の発生や感染拡大を防止するために、各事業所横断の感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、当グループの衛生委員会がその機能を兼ねることとし、その構成メンバーも衛生委員会と同じとする。
- 3 委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。
 - (1) 各事業所の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
 - (2) 感染予防に関する決定事項や具体的対策を各事業所に周知する。
 - (3) 各事業所における感染に関する問題を把握し、問題意識を共有・解決する。
 - (4) 利用者及び職員の健康状態を把握する。
 - (5) 感染症が発生した場合、感染対策及び拡大防止の指揮を執る。
 - (6) その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。
- 4 委員会は、6か月に1回定期的に開催する。3月と9月に実施予定とする。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。
- 5 会議の詳細（実施時間や内容、検討事項、開催方法等）は、感染対策委員会開催1週間前までに委員長より各メンバーへ連絡する。

第3条 (事業所別指針の策定及び事業所別委員会の設置・運営)

当グループの各事業所の管理者は、事業所ごとに感染症対策に関する指針（以下、「事業所別指針」という。）を策定し、自らを議長として事業所ごとの感染対策委員会（以下、「事業所別委員会」という。）を6か月に1回定期的に開催し、感染対策に関する内容を協議するとともに、委員会における協議内容及び決定事項について事業所の職員への周知徹底を行うものとする。なお、感染症発生時には、事業所別委員会が必要に応じて随時開催するものとする。

第4条 (指針の整備)

当グループは、感染に関する最新の情報を把握し、研修及び訓練を通して課題を見つけ、定期的に本指針を見直し、更新する。

第5条 (研修・訓練)

当グループは全職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な介助及び支援の励行を行うものとする。

- 2 当グループは、委員会と人事部を中心として、本指針に基づいた研修及び訓練のプログラムを作成し、職員が感染者発生時において迅速に行動できるよう、職員を対象とした研修及び訓練を年1回以上実施する。また、新規に採用した者に対し、入職時に感染対策研修を実施する。
- 3 研修及び訓練の内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での介助及び支援の演習などを実施するものとし、座学と実技を組み合わせ実践的なものとする。なお、研修及び訓練の企画、運営、実施記録の作成は、委員会と人事部が共同で執り行う。

《研修・訓練の概要》

対象	全職員	新規入職者
開催時期	年1回	入職時
目的	・感染予防対策と感染症発生時の対応方法 ・感染対策マニュアルや感染症BCPを利用した行動確認	・感染対策の重要性と標準予防策の理解

第3章 日常の支援にかかる感染管理 (平常時の対策)

第6条 (利用者の健康管理)

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、利用者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 利用開始以前の既往歴について把握する
- ② 利用者の日常を観察し、体調の把握に努める
- ③ 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する
- ④ 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する
- ⑤ 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する

第7条 (職員の健康管理)

各事業所の管理者は、委員会及び人事部と共同し、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

- ① 入職時の感染症の既往やワクチン接種状況を把握する
- ② 定期健診の必要性を説明し、受診状況を把握する
- ③ 職員の体調把握に努める
- ④ 体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える
- ⑤ 職員へ感染対策の方法を教育、指導する
- ⑥ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する
- ⑦ ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨する
- ⑧ 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する

第8条 (標準的な感染予防策)

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

(1) 職員の感染予防策

- ① 手指衛生の実施状況 (方法、タイミングなど) を評価し、適切な方法を教育、

- 指導する
- ② マスク着用の実施状況（方法、タイミングなど）を評価し、適切な方法を教育、指導する
 - ③ 個人防護具の使用状況（着用しているケアと着用状況、着脱方法など）を評価し、適切な方法を教育、指導する
 - ④ 食事介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する
 - ⑤ 入浴介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する
 - ⑥ 整容介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する
 - ⑦ 排泄介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する
 - ⑧ 医療的ケア時の対応を確認し、適切な方法を指導する
 - ⑨ 上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する
- (2) 利用者の感染予防策
- ① 食事前、排泄後の手洗い状況を把握する
 - ② 手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する
 - ③ 共有物品の使用状況を把握し、清潔に管理する
- (3) その他
- ① 十分な必要物品を確保し、管理する

第9条 （衛生管理）

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、衛生管理に必要な対策を講じる。

- (1) 環境整備
- ① 整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を確認する
 - ② 換気の状態（方法や時間）を把握し、評価する
 - ③ トイレの清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を確認する
 - ④ 汚物処理時の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を確認する
 - ⑤ 効果的な環境整備について、教育、指導する
- (2) 食品衛生
- ① 食品の入手、保管状況を確認し、評価する
 - ② 調理工程の衛生状況を確認し、評価する
 - ③ 環境調査の結果を確認する
 - ④ 調理職員の衛生状況を確認する
 - ⑤ 課題を検討し、対策を講じる
 - ⑥ 衛生的に調理できるように、教育、指導する
- (3) 血液・体液・排泄物等の処理
- ① 標準予防策について指導する
 - ② ケアごとの標準予防策を策定し、周知する
 - ③ 処理方法、処理状況を確認する
 - ④ 適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導する

第4章 発生時の対応

第10条 （発生状況の把握）

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、感染症発生時の状況を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する
- ② 事業所の全体の感染者及び感染疑い者の発生状況を調査し、把握する

第 11 条 （感染拡大の防止）

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ① 医療職者は、感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導する
- ② 介護職員及び支援職員は、感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- ③ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する
- ④ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
- ⑤ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する
- ⑥ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す

第 12 条 （医療機関や保健所、行政関係機関との連携）

各事業所の管理者は、本指針及び事業所別指針に基づき、必要な公的機関との連携について対策を講じる。

（1）医療機関との連携

- ① 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する
- ② 診療の協力を依頼する
- ③ 医療機関からの指示内容を事業所内で共有する

（2）保健所との連携

- ① 疾病の種類、状況により報告を検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- ③ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する

（3）行政関係機関との連携

- ① 報告の必要性について検討する
- ② 感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する

第 13 条 （関係者への連絡）

各事業所の管理者は、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・事業所等、法人内での情報共有体制を構築、整備する
- ② 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する
- ③ 居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する
- ④ 出入り業者との情報共有体制を構築、整備する

第 14 条 （感染者発生後の支援（利用者、職員ともに））

各事業所の管理者は、感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

- ① 感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握する
- ② 感染者及び関係者の精神的ケアを行う体制を構築する

附 則

本指針の変更および廃止は、当グループの取締役会の決議により行う。

本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

以上